

◎新潟県告示第56号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年1月21日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
平野内科医院	柏崎市幸町3-11	令和3年12月23日
医療法人社団 遠山医院	村上市坂町1777	令和3年12月29日
医療法人社団 加藤歯科医院	長岡市来迎寺3931番地	令和3年4月30日
槇歯科医院	糸魚川市一の宮2-1-10	令和3年12月26日